

パスポートの申請・受け取り

市役所で手続きができます

市では、パスポートの申請・受け取り窓口を開設しています。申請できるのは、日本国籍を有し、市に住民記録がある人、または、県外に住民記録があるが、学生や単身赴任などで継続的に市内に居住している人などです。

取扱業務

- 新規・切替申請と交付
- 記載事項変更申請と交付
- 査証(ビザ)欄の増補申請と交付
- 紛失・盗難・焼失の届け出
- 受付日時(祝日・年末年始を除く)
申請：月～金曜日 午前9時～午後4時30分
- 受け取り：月～金曜日・日曜日 午前9時～午後4時30分
- 交付までの日数(申請日から9日目(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)以降)

必要書類(初めて申請する場合)

- 一般旅券発給申請書・申請書は市民課、下総・大栄支所、市民

本人確認書類(1～2点)

1点でよいもの	運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(顔写真付き)など
2点必要なもの (①2点または①+②)	①保険証、年金証書・手帳、介護保険被保険者証など ②学生証(顔写真付き)、公の機関が発行した資格証明書(顔写真付き)など

課赤坂分室で配布しています
○戸籍謄本または抄本(一通)：申請日前6カ月以内に発行されたもの
○写真(1枚)：サイズは縦45×横35ミリメートル(カラー・白黒どちらでも可)。無帽で正面を向き、申請日前6カ月以内に撮影したもの。申請書に貼らずに持ってきてください
○本人確認書類(左表の通り)

認可外保育施設

利用料の一部を補助

手数料(申請内容により異なる)
※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

市では、国の指導監督基準を満たした認可外保育施設(市外を含む)に通う小学校就学前の子どもの保護者に対し、年4回に分けて利用料の一部を補助します。

対象(市に住民記録があり、保育所の入所基準を満たした小学校就学前の子どもの保護者)
対象となる利用料(認可外保育施設に支払った4～6月分)

申請書配布場所(保育課(市役所2階)、同課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/noiku/std0023.html>))、基準を満たした市内の認可外保育施設

申請方法(6月15日(木)～30日(金)(当日消印有効)に、申請書、就労証明書、世帯の所得が分かる書類、利用料の領収書などの必要書類を直接または郵送で保育

課(〒286・8555 花崎町760)へ
※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

印旛沼・流域再生大賞

活動を表彰

県では、印旛沼をきれいにするなどの活動をしている人を「印旛沼・流域再生大賞」として表彰しています。その活動内容は、いんばぬま情報広場ホームページ(<http://inba-numa.com/>)などで紹介されます。

応募方法(7月7日(金)(当日消印有効)までに、同ホームページからダウンロードできる応募用



恵みの沼を再び

不法投棄防止

土地の適正な管理を

紙に必要な事項を書いて、直接または郵送で印旛沼流域水循環健全化会議事務局(〒260・8667 千葉市中央区市場町1-1)へ
※くわしくは泉河川環境課(☎043・223・3155)へ。

市では、不法投棄監視員や環境保全指導員などによる巡回パトロール、監視カメラの設置、夜間パトロールを行っています。道路脇や個人の土地への不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は管理の行き届いていない場所で発生する傾向があります。土地の所有者や管理者は不法投棄されないよう、防止柵の設置、定期的な見回り、草刈りなどに努めてください。

区長や不法投棄監視員からの申し出があれば、啓発用の看板を無料配布します。
※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

市長日誌



5月1日～15日

5日	公津みらいまつり
7日	成田市近隣スポーツ少年団サッカー交流大会
8日	成田空港圏自治体連絡協議会による知事への要望活動 農業センター理事会
9日	災害時相互応援に関する協定締結式(成田市・大田原市) 台湾・桃園管楽カーニバル派遣事業報告会
10日	生涯大学院同窓会総会
11日	千葉県知事・成田空港圏自治体連絡協議会による国土交通大臣への要望活動
12日	酪農組合総会 佐倉人權擁護委員協議会総会
13日	生涯大学院入学式・開講式 PTA連絡協議会教育懇談会
14日	伊能歌舞伎保存会総会 成田山平和大塔まつり奉納総踊り



大田原市と協定を締結(9日)

土砂災害訓練

強固な備えを

市では、土砂災害に対する被害の軽減や拡大防止などを目的とした訓練を対象地区で実施します。

当日は、防災行政無線や消防車両による広報が行われ、サイレンが鳴りますので注意してください。
日時 6月24日(土) 午前8時30分～正午

地区 Ⅱ公津西地区(台方、下方、宗吾、北須賀、船形、八代)
※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

農業用廃プラスチック

適正処理を お願いします

市農業用廃プラスチック対策協

議会では、農業用廃プラスチックの適正な処理を推進するために、地区ごとに回収を行っています。

回収・処理を希望する人は、事前に同協議会へ登録してください。

対象 Ⅱ農業用塩化ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋
育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは回収対象外です。産業廃棄物処理業者などに依頼してください。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

農業者年金の現況届

6月中に提出を

農業者年金受給権者現況届は、毎年5月下旬に、農業者年金基金から年金受給者へ郵送されます。

必要事項を書いて、6月30日(金)までに提出してください。

受け付けは農業委員会事務局(市役所4階)、下総・大栄支所で行っています。

提出がない場合、11月から年金が受け取れなくなりますので注意してください。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

イノシシの捕獲

11月上旬まで実施

県では、農作物に被害を及ぼすイノシシの捕獲を11月上旬まで実施しています。

捕獲にはわなを使用します。わなの周辺には注意看板を設置しますので、近づかないようにしてください。安全に努めて実施します。

ので、皆さんのご理解とご協力を願います。

※くわしくは県自然保護課(☎043・2233・2058)へ。

食育月間

健全な食生活を

食生活の乱れや肥満の増加など、食を取り巻くさまざまな問題が生じています。

国は、毎年6月を食育月間、毎月19日を食育の日と定め、講演会や体験事業などを通して食育の普及啓発を図っています。皆さんもこの機会に日々の食生活を見直してみましよう。

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

自転車の安全利用

賠償責任保険の加入を

自転車は車両です。歩道・車道の区別のある道路では、原則として車道を通行しなければなりません。道路標識で自転車通行可とされている場合など、例外として自転車が歩道を通行できることもあります。その場合も歩行者が優

先となります。

県では、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を4月から施行しました。この条例では、自転車利用者が保険加入に努めることなどを定めています。

万が一の事故の際、相手側や自身、家族を守るにつながる自転車賠償責任保険の加入を検討してください。

※くわしくは県くらし安全推進課(☎043・2233・2263)へ。

子どもショートステイ

一時的に預かります

市では、2～18歳の子どもの養育している保護者が、病気などの理由で一時的に子どもの養育が困難となった場合、児童福祉施設で一定期間(連続7日以内)預かります。

利用料金(1日当たり) Ⅱ2、800円(市民税非課税世帯は1、100円)。そのほか食事代・光熱費として1、500円程度かかります。

※くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

住宅地での農薬の使用

安全に配慮して

農薬を使用する場合、飛散により周辺の住民へ健康被害を及ぼすことがあります。住宅地に近接した家庭菜園・農地・垣根などの管理には使用を控えるようにし、やむを得ない場合は次の事項に配慮してください。

- 飛散しにくい農薬を選ぶ
- 風向きや時間帯に配慮する
- ラベルに記載された内容に従って使用する
- 事前に周辺住民へ周知する
- 散布区域に人が入らないよう対策する

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

水道週間

水は大切な資源です

6月1日(木)～7日(水)は、水道週間です。貴重な資源である水を大切に使用するため、この機会に家庭でも使用水量などを見直してみましよう。

使用水量が極端に多いと思っ



ら漏水の疑いがあります。早急に市指定給水装置工事業者へ連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

償却資産の申告

事業主の皆さんへ

1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有する事業主は、市へ申告する義務があります。償却資産とは、事業に使用する構築物・機械・運搬具・器具・備品などです。まだしていない場合は、早めに申告してください。

申告用紙が必要な人は、資産税課(☎20・1514)へ連絡するか、同課ホームページ(<http://www.city.naria.chiba.jp/sisei/sosiki/shisan/std0003.html>)からダウンロードしてください。
eLTAx(<http://www.elta.jp/>)を利用した電子申告もできます。

太陽光発電設備も償却資産です

次のいずれかに当てはまる設備は毎年、市への申告が必要です。一定の条件を満たす場合は税負担軽減の特例措置を受けることができます。

- 法人が所有している
- 10キロワット以上で個人が住宅用に所有している
- 個人が売電などの事業用に所有している

建材型ソーラーパネル(屋根材の上に載せたソーラーパネルを除く)は家で課税されますので、申告は不要です。

※くわしくは資産税課へ。

危険物安全週間

正しい取り扱いを

6月4日(日)～10日(土)は危険物安全週間です。

石油類などの危険物は、日常生活に深く浸透し、欠かすことが

できなくなっています。一方で、誤った取り扱いや保管をすると、大きな災害につながる可能性があります。

危険物の特性に応じた正しい取り扱いや保管方法を理解し、安全使用を心掛けましょう。

※くわしくは予防課(☎20・1591)へ。

労災職業病なんでも相談会

一人で抱え込まないで

労働災害や職業病などの労働職業病に関して、弁護士や専門家が相談に応じます。相談は無料です。

日時 6月24日(土) 午後1時～4時
会場 千葉市中央コミュニティセンター

※相談を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは千葉中央法律事務所(☎043・225・4567)へ。

児童手当・特例給付の現況届

6月30日までに提出を

市では、児童手当・特例給付を

受給している人に、現況届を送付しました。6月30日(金)までに提出してください。現況届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられません。

受付期間 6月30日(金)までの月々
金曜日、日曜日

受付場所と時間

○ 子育て支援課(市役所2階)：午前9時～9時30分、午後4時30分～5時

○ 市役所1階ロビー：午前9時30分～午後4時30分

○ 下総・大栄支所(日曜日を除く)：午前9時～午後5時

※くわしくは同課(☎20・1538)へ。

上下水道使用料

2月から一括請求に

現在、成田ニュータウン地区の水道料金は県水道局が、下水道使用料は市が別々に請求しています。

ともに、事務の効率化を図るため、上下水道料を平成30年2月請求(1月検針分)から一括請求します。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。